

秋田県公報

この号で公布されあらまし

◇県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(五一・人事課)

- 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
 (五一・人事課) 2

目 次 ページ

- 1 県議会議員が議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席したときは費用弁償として旅費を支給するとともに旅費の支給方法は議会の招集に応じたとき又は委員会に出席したときに支給する旅費の支給方法と同様とすることとした。(第五条及び別表第三関係)
- 2 県議会議員の議員報酬月額を減額する特例措置を平成二一年九月三〇日(現行平成二〇年九月三〇日)まで延長することとした。(附則第三項関係)
- 3 施行期日

この条例は、平成二〇年一〇月一日から施行することとした。

条

例

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年九月二十六日

秋田県条例第五十一号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和二十二年秋田県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「議長、副議長及び議員」を「県議会議員」に改め、「委員会」の下に「若しくは協議等の場（議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。）」を加える。

附則第三項中「平成二十年九月三十日」を「平成二十一年九月三十日」に改める。

別表第三の表の備考三(一)中「又は委員会」を「委員会又は協議等の場」に改め、同表の備考三(三)中「委員会」の下に「若しくは協議等の場」を加える。

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

秋田県知事 寺田典城

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原株式会社
電話(0187)66-8862
E-mail:matsubara@matsubaransatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄